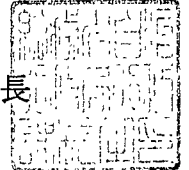




総行行第139号
国総入企第14号
平成17年10月13日

各都道府県土木部長 殿

総務省自治行政局行政課長



国土交通省総合政策局建設業課長



資格審査における工事経歴書の活用について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成17年8月26日付けで公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたところであり、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（通知）」（平成17年8月26日付け総行行第110号・国総入企第12号、総務省自治行政局行政課長・国土交通省総合政策局建設業課長通知）により周知したところですが、基本方針中、「第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針 2 技術的能力の審査の実施に関する事項 （1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査」において、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、経営事項審査の結果や必要に応じ、工事实績、工事成績評定結果、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとされています。

このうち、工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第2号の2）は、建設業許可担当部局が有する建設業者の企業情報であり、建設業者の

業種別の請負状況等の把握に資するものと考えられますので、工事経歴書の適切な活用を図られるようお願いするとともに、貴都道府県の関係部局及び貴管内の市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、発注担当部局への工事経歴書の閲覧等については、別紙の「資格審査における工事経歴書の活用について(通知)」(平成17年9月27日付け国総入企第13号、国土交通省総合政策局建設業課長通知)により、建設業許可部局に対し発注担当部局による工事経歴書の閲覧への協力等について適切に対応するよう通知したことを申し添えます。

国総入企第13号
平成17年9月27日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県主管部長 〓

国土交通省総合政策局建設業課長

資格審査における工事経歴書の活用について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成17年8月26日付けで公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたところであるが、基本方針中、「第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針 2 技術的能力の審査の実施に関する事項（1）有資格業者名簿の作成に際しての資格審査」において、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、経営事項審査の結果や必要に応じ、工事实績、工事成績評定結果、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする」とされている。

このうち、工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第2号の2）は、建設業許可担当部局が有する建設業者の企業情報であり、直前3年の各営業年度における工事施工金額を記載した書面（建設業施行規則様式第3号）の利用と併せ、建設業者の業種別の請負状況等の把握に資するものと考えられる。

貴職におかれては、工事経歴書が閲覧の対象となる開示文書であることを踏まえ、発注担当部局より工事経歴書を求められた場合には、閲覧への協力等適切に対応するとともに、閲覧の便宜を図るため、関係資料の整理等に努められたい。

なお、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関に対しても、本通知の趣旨の周知方取り計らわれたい。

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事

注 文 者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請 負 代 金 の 額		着 工 年 月
					うち（ ）	千円	完成又は完成予定年月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月
					千円	千円	平成 年 月 平成 年 月

合 計	件	千円	千円
-----	---	----	----

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表には、完成工事（申請をする日の直前1年間に完成した建設工事をいう。以下同じ。）を、記載された請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、5により括弧書で付記された完成工事高）の合計が、完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合において、当該工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。5を除き、以下同じ。）の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事（申請をする日の直前1年間に着工し、未だ完成していない主な建設工事をいう。）を同様に記載すること。ただし、令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。
- 3 「元請又は下請の別」の欄は、元請と下請の別の記載に加え、共同企業体（JV）として行った工事については、JVと付記すること。
- 4 「配置技術者氏名」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により申請をする日の直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
- 5 「請負代金の額」の欄は、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 6 「請負代金の額」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事についてこの表を作成する場合には、同表の（二）欄に掲げる略称を「うち（ ）」の括弧内に記入し、各工事ごとに同表の（三）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	PC	プレストレストコンクリート工事
どび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理工事
鋼構造物工事	鋼橋上部	鋼橋上部工事

- 7 「合計」の欄は、完成工事の件数の合計及び完成工事に係る請負代金の額の合計並びに6により「PC」、「法面処理」及び「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 8 下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。）については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

直前3年の各営業年度における工事施工金額

（単位：千円）

営業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元 請	公 共						
		民 間						
	下 請							
	計							

記載要領

- この表には、申請をする日の直前3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 申請をする日の2年前の日の属する営業年度以前の営業年度に係る工事施工金額は、それぞれ「合計」の欄のみ記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。